

平成27年10月5日

## 社会保険等未加入対策について（下請契約）

浜松市 財務部調達課

上下水道部上下水道総務課

本市発注の建設工事における社会保険等<sup>※1</sup>の未加入対策について、本市と元請業者との契約については平成27年3月26日付け（別添参照）でお知らせしたとおりですが、これに加えて、下請契約においても下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

### 1. 目的

建設産業においては、社会保険等の法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。このようなことから、本市では建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、企業間の健全な競争環境を構築するため、社会保険等の未加入対策を実施するものです。

### 2. 対象

本市発注の建設工事（小額工事を除く）

### 3. 実施時期

平成28年4月1日以降に発注（公告、指名通知等）する案件から適用

### 4. 実施内容

- (1) 社会保険等未加入業者<sup>※2</sup>との一次下請契約を禁止します。
- (2) 上記に違反していることが判明した場合は、元請業者に対して、入札参加停止措置及び工事成績の減点を行います。  
※指定期間内（原則1か月）に社会保険等の加入を確認できる書類を提出した場合は除きます。
- (3) 二次以下の下請業者を含む、全ての下請業者の社会保険等の加入状況を確認し、社会保険等未加入業者を確認した場合には、建設業許可権者へ通報します。

## 5. 確認方法

原則として、「施工体制台帳」及び「再下請負通知書」により、全ての下請業者の社会保険等の加入状況を確認します。

- ・施工体制台帳等を新規に作成したとき又は変更したときは、速やかに写しを市監督員に提出してください。
- ・施工体制台帳等の記入内容を確認するために、発注者（本市）から領収証書の写しなどの提出を求められた場合は、受注者等は速やかに提出してください。

## 6. 社会保険等未加入状況報告書について

下請業者の社会保険等の未加入が確認された場合、元請業者から「社会保険等未加入状況報告書（様式1）」を提出していただきます。

※1 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいいます。

※2 社会保険等未加入業者とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者）をいい、当該届出の義務がない者を除きます。

（お問合せ先）

〒430-8652 静岡県浜松市中区元城町 103-2  
浜松市財務部調達課工事契約グループ  
Tel:053-457-2176

〒430-0906 静岡県浜松市中区住吉 5-13-1  
浜松市上下水道部上下水道総務課総務グループ  
Tel:053-474-7011

平成27年3月26日

## 社会保険等未加入対策について

浜松市財務部調達課

本市発注の建設工事における社会保険等未加入対策について、下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

### 1. 「社会保険等」とは

健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいう。

### 2. 実施内容

(1) 平成27年10月1日以降に公告する制限付き一般競争入札の入札参加条件に「社会保険等に加入している者であること」を追加します。

※社会保険等未加入業者は、入札に参加することができません。

(2) 平成28年4月1日以降に発注する建設工事については、上記に加え、すべての入札案件に社会保険等未加入業者が参加することができなくなります。

### 3. 確認方法

- ・原則として、経営規模等評価結果通知書により確認します。(平成26年11月に実施した平成27・28年度浜松市入札参加資格審査申請において提出したもの)
- ・経営規模等評価結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄にひとつでも「無」がある場合は社会保険等未加入業者とみなします。(3つの欄全てが「有」又は「除外」となっている場合は社会保険等加入業者とみなします)
- ・上記により社会保険等未加入業者とみなされた場合、社会保険等の加入を証明する書類の提出を求めることがあります。(社会保険等に加入していることが証明された場合は社会保険等加入業者とみなします)

※経営規模等評価結果通知書については、受審の都度、下記「問合せ先」まで必ず提出してください。

### 4. 平成29・30年度浜松市入札参加資格審査申請について

平成29・30年度浜松市入札参加資格審査申請について、社会保険等に加入していることを資格要件とします。(以降も同様とします)

社会保険等に加入していない場合、「建設工事」を希望することができませんのでご注意ください。

(問合せ先)

〒430-8652

静岡県浜松市中区元城町103-2

浜松市財務部調達課工事契約グループ

Tel:053-457-2176